

(参考) 高等学校と湘北短期大学との 教育交流協定書

〇〇立〇〇〇〇高等学校（以下「高校」という。）と湘北短期大学（以下「大学」という。）は、以下の教育交流協定を締結する。

1. 高校と大学は各々の教育の向上に資することを目的として、教育に関する情報交換、教育連携の研究、その他双方が協議し合意した教育交流事業を行う。
2. 大学は、正規科目の開放、高校生を対象とする特別講座の開講、高校の授業等への教職員の派遣等を行うことができる。高校は大学の求めに応じて、大学の授業の教員として教諭を派遣することができる。
3. 大学は、正規科目を開放する場合、「湘北短期大学科目等履修生規程」にもとづき履修を希望する高校の生徒（以下「履修高校生」という。）の受入れを行うものとする。
 - 二. 履修高校生について大学は、高校の求めに応じて成績評価を行い、その評価を高校に報告するものとする。
 - 三. 履修高校生は大学の諸施設を、高校、大学それぞれの所定の手続きを経て使用することができる。
 - 四. 教育交流の事業に参加する高校生に対して大学は、実験実習費（材料費含む）以外の授業の対価を原則として求めないものとする。
4. 第2項にもとづき高校生が聴講中の不慮の災害事故および聴講のための通学途中における事故等については、大学の責任は問われないものとする。
5. 本協定の目的を達成するために高校と大学は毎年「連絡協議会」を開催し、翌年度の教育交流事業の内容を決定するものとする。
6. 高校と大学は、高校教育と大学教育の連携強化及び双方の教育能力の向上を図るため、毎年2回以上「教育研究会」を開催するものとする。
7. 本協定は、双方の署名により発効し、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間有効とする。ただし、有効期限の6ヶ月前までに高校または大学の双方に異議のない場合は、1カ年を単位として、自動的に更新継続する。
また、有効期間中、双方の合意により協定内容を変更することができる。

本協定書は2通作成し、双方代表者の署名捺印のうえ各1通を保有する。

2019年 4月 1日

〇〇立〇〇〇〇高等学校

湘北短期大学

校 長

学 長